

令和 8 年度

北海道開拓の村 グルメイベント

「和菓子・和スイーツフェス」 キッチンカー出店者募集要項

1. 出店期間

令和 8 年 1 0 月 1 0 日（土）～ 1 2 日（月）

※上記期間の内一日以上の出店

2. キッチンカー営業時間

営業時間：12 時 00 分～19 時 30 分（準備時間も含む）

※搬入 11 時 30 分～12 時 00 分

搬出（片付け） 19 時 30 分～20 時 00 分

3. 出店場所

野外博物館 北海道開拓の村 開拓の村食堂前

（住所：札幌市厚別区厚別町小野幌 50-1）

4. 出店者の条件

（1）販売品目はイベントテーマ（和菓子・和スイーツ）に適した商品を販売すること

例：和菓子→饅頭、おやき（今川焼き）、たい焼き、団子、大福など

和スイーツ→抹茶ケーキや豆乳プリンなどの和の食材を使ったスイーツ

※ドリンクの販売は可であるが、テーマに適していないフードの販売は不可

（2）酒類の販売はしないこと

（3）食品衛生法に基づく営業許可を有していること

（4）食品衛生責任者の資格を有していること

（5）生産物賠償責任保険に加入していること

（6）電気、調理用水及び排水タンク等の販売に必要なものを準備できること

（7）北海道暴力団の排除の推進に関する条例（北海道条例 平成 22 年 12 月 17 日条例第 57 号）

に定める暴力団、暴力団員、及びその関係者でないこと

（8）車両サイズは全長 5 m、全幅 3m 以内であること

5. 注意事項

（1）出店時間は厳守すること。なお、完売等により出店終了時間より早く閉店する場合の搬出については、施設管理者に申し出ること。また搬入・搬出時間について超過が見込まれる場合も事前に施設管理者へ申し出ること。

- (2) 火気及び発電機等を使用する場合には、消火器（国家検定合格之証のマークがついている業務用消火器）を設備し火災予防に努めること。なお、札幌市火災予防条例（第63条の4）に基づく届け出については、施設管理者が一括して行うため、申込時にキッチンカー内部及び消火器の設置場所に係る略図を提出すること。
- (3) 食品衛生法その他関係法令を遵守すること。
- (4) 申込時に登録した販売品目以外の販売はしないこと。なお、販売品目が変更になる場合は、出店日の1週間前までに様式2「販売品目及び価格表」を施設管理者に再提出し、承認を得ること。
- (5) 出店の申込をしたキッチンカーを無断で変更しないこと。なお、キッチンカーが変更になる場合は1週間前までに施設管理者に必要な書類を提出し、承認を得ること。
- (6) 自店が利用しているホームページやソーシャルメディア媒体等で告知すること。
- (7) 出店に係る権利は、第三者に委託又は譲渡しないこと。
- (8) キッチンカーの搬入、搬出は出店者が行うこと。
 - ア 移動させる場合は、来場者及び他車両等に注意し、安全運転に努めること。
 - イ 移動等により舗装面、植栽等を破損させないように十分配慮すること。
 - ウ 移動等により破損、汚損等を生じさせた場合には、速やかに施設管理者に申し出ること。なお、原状回復の経費等については、出店者が負担すること。
- (9) 施設内の設備は利用できないため、電気、調理用水及び排水タンク等販売に必要なものは全て出店者が用意すること。
- (10) 営業に使用する発電機等は、低公害、低雑音な機器とし、コード等に人が引っかからないよう養生する等の必要な安全措置を講じること。
- (11) 販売中はキッチンカーのエンジンを停止すること。
- (12) 調理で発生したゴミは自主回収とし、野外にごみ箱を設置した場合には、出店者の販売物以外が投棄されていても持ち帰り適正に処分すること。また、排水についても出店者が管理し適正に処分すること。
- (13) 出店中にスピーカー等を利用してBGMや呼び込み等を流すことはしないこと。
- (14) 販売員には、施設利用者に不快な印象を与えることのないよう、常に良好なサービスを提供できる体制を整えること。
- (15) 出店に際しての事故、苦情等については、出店者がその責任の一切を負うものとする。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その状況を施設管理者に報告すること。
- (16) 片付け・搬出の際は、周辺を清掃するとともに原状回復をすること。
- (17) この要項または公序良俗に反する行為及び出店を許可することが適切でないと判断した場合は、出店許可を取り消すことがある。なお、この場合において、出店者に損害が生じてても施設管理者は補填及び賠償等の責任は一切負わない。
- (18) この要項に記載のない事項であっても、施設管理者が必要な措置と認めた場合は、出店者はその指示に従うこと。

6. 出店料

1 日あたり 3,000 円（税込）

※出店日に現金支払いとなります。お支払いの際に、領収書を発行いたします。

7. 募集事業者数

各日 5 事業者

8. 出店者の選定方法

【選定方法】

書類を提出いただいた方より先着順としますが、応募数が多い場合は商品の偏りがないよう各販売品目を考慮し、出店者を決定させていただきます。

以下の場合については受付不可となります。

- ・提出書類に不備がある
- ・「5. 出店者の条件」の内容を満たしていない
- ・出店者としてふさわしくないと施設管理者が判断した場合

【選定後】

出店可否については、出店者が決定次第ご連絡させていただきます。

施設管理者が出店を許可した事業者に出店許可証を発行し、当日のスケジュール、注意事項、搬入経路等を記載した書類をお送りさせていただきます。出店日に出店許可証を確認させていただきますので、ご持参ください。

9. 出店のキャンセルについて

（1）キャンセル方法

悪天候等の理由により、出店をキャンセルする場合は、必ず出店日当日の 12 時 30 分までに電話（011-898-2692）にてご連絡ください（FAX・メール等は不可）。

※電話対応時間 8 時 00 分～17 時 00 分

- ・当日の 12 時 30 分までのキャンセル：出店料不要
- ・当日の 12 時 30 分以降のキャンセル：出店料の 100%（後日請求書をお送りします。）

（2）無断キャンセルについて

出店を無断でキャンセルした事業者については、次回以降のキッチンカーイベントの出店の申込は受付いたしません。

10. 申込書の提出について

（1）募集期間

令和 8 年 8 月 1 1 日（火）9 時 00 分 ～ 令和 8 年 9 月 1 0 日（木）17 時 00 分

※出店者が決まり次第、申込終了

(2) 申込方法

申込書類は E-mail にてご提出ください。

※電話・口頭・郵送・FAX でのお申込みは受付しておりませんので、ご了承ください。

E-mail で申込書類をご提出できない場合は、一度電話にてご連絡ください。

【申込先】 宛 先：一般財団法人北海道歴史文化財団 営業部

T E L : 011-898-2692

E-mail : info@kaitaku.or.jp

(3) 提出書類

- ・キッチンカー出店許可申込書（様式 1）
- ・販売品目及び価格表（様式 2）
- ・保健所から交付された営業許可証（写し）
- ・食品衛生責任者資格を証する書類（写し）
- ・生産物賠償責任保険（PL 保険等）証券（写し）
- ・出店するキッチンカーの車検証（写し）
- ・キッチンカー内部及び消火器の設置場所に係る略図
- ・その他販売に必要な資格証明書（適宜）
- ・販売する商品の写真（主たる商品 1～2 枚程度）

11. 問い合わせ先

一般財団法人北海道歴史文化財団 営業部

〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌 50-1（北海道開拓の村内）

TEL : 011-898-2692 FAX : 011-898-2694 E-mail : info@kaitaku.or.jp

営業時間 9：00～17：00（4 月、10～3 月は月曜日が休館日）